平成２１年（フ）第１０７２号
東京都立川市西砂町２丁目22番地の11
債務者　猪股　　実
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２７０号
東京都三鷹市井の頭１丁目12番９号テラスカキヌマ２―206
債務者　鈴木　　喬
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２９７号
東京都立川市若葉町１丁目13番地の２けやき台団地Ｉ棟309号
債務者　小泉　一利
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６８１号
静岡県焼津市八楠303番地の１　イーストパークＡ102
債務者　片山　雅之
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７５９号
愛知県岡崎市稲熊町字７丁目85番地　アーバンヒル稲熊302
債務者　不破由美子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６５９号
静岡県焼津市大村１丁目20番地の１、旧住所静岡県焼津市大栄町１丁目３番26号
債務者　杉山　美穂
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６７５号
静岡県藤枝市下藪田196番地の１　サニーサイド203号、旧住所静岡市清水区下野北７番１号　エスペランサ21―106号
債務者　満沢　文美
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８３２号
静岡市葵区城北２丁目13番９号、旧住所静岡市葵区内牧86番地の９
債務者　松永　利作
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８５０号
静岡市清水区押切1210番地の２　県営押切西団地４棟502号
債務者　森　明日香
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２８５号
東京都武蔵村山市伊奈平４丁目７番地の６三善ビル301号
債務者　藤井　　聡
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２８６号
東京都武蔵村山市伊奈平４丁目７番地の６三善ビル301号
債務者　藤井　陽子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２９６号
東京都日野市大字新井842番地新井団地８―506
債務者　西巻たかね
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３３４号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目１番地瑞穂アパート３―205
債務者　髙木久美子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３３５号
東京都立川市幸町２丁目28番地の８幸コーポ201号
債務者　長尾貴美代
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１９８号
栃木県小山市大字下泉474番地
債務者　荒川　一雄
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部